

KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン(新聞)

広報36号

編集責任者：NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本直也
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話090-4937-4904 定価30円
ホームページ：http://www.npo-snet.com eメール：info@npo-snet.com



第14回定期総会のご報告

2014年6月21日(土)に特定非営利法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン(Sネット)第14回定期総会を開催いたしました。

総会では、2013年度の活動報告・決算報告と2014年度の事業計画・予算計画が説明され、いずれも承認されました。また今回が理事改選の年(任期2年)にあたり、藤本理事長が引き続き立候補し承認されました。また4名の理事の退任があり、新たに2名の理事が就任いたしました。

新しい理事の朝倉氏は医師であり、茅ヶ崎の「新泉こころのクリニック」の院長をしております。また高橋氏はSネットの正会員です。

この理事体制で、Sネットの活動を更に発展させて参りたいと考えております。



総会の様子

理事・監事名簿(敬称略)		
役職	氏名(住所)[各50音順]	備考
理事長	藤本 直也 (鎌倉市)	Sネット
副理事長	相川 裕 (横浜市)	Sネット
副理事長	三谷 智百合 (藤沢市)	Sネット
理事	朝倉 新 (鎌倉市)	*新任
理事	上杉 桂子 (茅ヶ崎市)	Sネット
理事	江崎 康子 (藤沢市)	Sネット
理事	大石 剛一郎 (川崎市)	Sネット
理事	小沼 一弥 (茅ヶ崎市)	
理事	小野田 智司 (藤沢市)	Sネット
理事	小野田 潤 (茅ヶ崎市)	
理事	佐川 美智子 (茅ヶ崎市)	Sネット
理事	高橋 健一 (茅ヶ崎市)	
理事	高橋 佳宏 (茅ヶ崎市)	Sネット *新任
理事	高山 直樹 (藤沢市)	Sネット
理事	角田 郁夫 (鎌倉市)	Sネット
監事	山下 和男 (横須賀市)	Sネット
退任理事：浅田氏、薩摩氏、牧野氏、又村氏、		



理事長挨拶

謹啓 盛夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびの総会で理事長に再任いただき、その責務を続行いたすことになりました。

昨年の私どもの活動を振り返りますと、2つの大きな出来事がありました。

1つ目は、アウトリーチ型よりそい相談・支援事業の開始です。この事業では、私たちが行ってきたオンブズマン活動、法人後見活動、そして成年後見支援センター等の活動によってもまだ残されている福祉利用者のニーズを掘り起こしていくことを行ってきました。

2つ目は、オンブズマン活動の総括を決定したことです。Sネット創設以来行ってきたオンブズマン活動ですが、施設との協働、ネットワークという理念が施設と共有できなくなっているように思われ、今年度に施設と一緒にオンブズマン活動を総括することを決定しました。この結果につきましては皆様にご報告させていただきたいと思っております。

今後も誰もが安心して、自分らしく生きることのできる地域を皆様と一緒に創っていきたく思いますので、ご支援の程よろしくお願い致します。

謹白



平成26年7月

特定非営利活動法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

理事長 藤本 直也

新入会員からの自己紹介



高崎義裕

製造業の情報システム担当として勤めあげたのち、「機械から人間相手へ」と、立ち上げから10年間、高齢者福祉施設(デイサービス)に携わってきました。独居高齢者のお世話をしている中で、将来世話を受ける立場として、自分が安心して生活ができる為には第三者の活動による相談援助の制度化が必要と感じ、市民後見人を目指すこととし、東京大学の養成講座を履修、社会福祉士の学習も開始しました。今後学習は続けていくものの、初心を貫徹するには、しっかりした法人に参加し、仲間と協力し、補いながら利用者を支援していく事がベストと考え、Sネットに参加させてもらいました。1月からは縁あって、地域活動支援センターの施設長代理として障害者の支援の現場で研鑽しています。

峯尾明美

今年の5月から、湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センターでお仕事させていただくことになりました茅ヶ崎在住の峯尾明美です。私は3人の子どもがいて、三番目の子が重度の障害をもって生まれてきました。養護学校へと元気に通っています。今まで身体の心配が多かったのですが、数年前に成年後見人制度の説明を聞き、この制度は三番目の子に必ず必要な制度だと頭の中で思っているなか、友人からこの仕事やりませんか?と声をかけてもらい、この仕事をすることで成年後見人制度が学べるかもしれないと思い、喜んで仕事を引き受けました。お仕事させていただいてまだ2ヶ月、まだまだ未熟者ですが皆さんのお力になれるように頑張っていきたいと思っております。



法人後見活動紹介 (4回シリーズ第1回目)

Wさんの補助人受任経過概要

2014.7 大石剛一郎

1 法人後見

Sネット(1997年～)のオンブズマンたちは、成年後見制度(2000年～)について、「自己決定を制限する保護的制度というマイナス面を抱える危険な制度である。」という認識を持っていたが、他方で、「本人が真意を表明できないような権利侵害状態から救済するための手段としては、一定の重要な権利擁護機能を果たす場面もありうる。」とも考えていた。



また、「オンブズマン活動で培われた経験が、成年後見の身上看護場面で必ず役に立つ。」という予感も強く持っていた。それゆえ、Sネットは、2001年のNPO法人化時点で既に、法人として成年後見活動を行うことを明確に念頭に置いていた。

2 茅ヶ崎市福祉事務所

Sネットが法人化してすぐに、茅ヶ崎市の福祉事務所から、独居の高齢者の事案に関する相談が来た。「自宅(賃貸住宅)で、親族等の援助が全く期待できない状態で、生活する力を失って、死にそうな高齢者が居る。現在の住居等の環境を整理し、福祉サービスにつなげるために、Sネットに成年後見人になってほしい。」という要請であった。当の独居高齢者「Wさん」は病院に緊急入院しており、息も絶え絶え、という健康状態であった。Sネットとしては、法人後見を実体験したいという思いがあり、また、福祉事務所の担当者が非常に熱心だったこともあって、言わば「二つ返事」で、要請を受けることにした。

3 自宅

Wさんの自宅(賃貸住宅)は、掃除や整理などを放棄して生活していた、という感触の家だった。大切なものと大切でないものがごったが

えしていた。その状態は、「好きなように生きて来た。そのままの流れで死ぬのだ。」というWさんの意思表示だったのかもしれない。Wさんが昔、役者をしていたことを示す品が見つかった。Wさんの健康状態から見て、この家に戻って生活を続けていくことは不可能だった。借家を家主に返す手続は急務であった。

4 Wさん

Wさんは、当時Sネットに加盟していた高齢者施設の系列病院に入院することになった。Wさんは総じて不機嫌であった。「余計なことをしやがって。」と言える容態ではなかったが、怒っていることが極めて多かった。看護を含め、他人にいろいろ世話をされ、気を遣われること自体が、気に入らない様子だった。私たちは、「Wさんの死ぬ自己決定を妨害したのかもしれない。」とチラッと思った。しかし、Wさんの「死ぬ自己決定」は、そういう思いに駆られるような、支援のない環境だからこそ生まれたものであって、Wさんの真意ではないはずだ、と言いついて、私たちは事を進めた。

5 親族

福祉事務所は一所懸命、Wさんの親族を探し、親族とのコンタクトをとるべく、動いた。私たちは、福祉事務所の車に乗せてもらい案内してもらって遠路、親族のところに行った。Wさんはまさに「我が道を行く。」という人生だったようで、親族らの評は芳しいものではなかった。しかし、親族らはとても温厚な人たちで、Wさんの成年後見制度利用のための「申立人」となることについては、応諾してくださった。



6 補助決定と施設入所

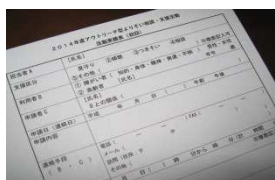
Wさんからは、ほとんど法的に意味のある意思表示は出ていない状況だったが、私たちは、親族を申立人として掲げて、家庭裁判所に対し、「補助人」の選任申立を行った。本当は、首長申立としたかったが、福祉事務所も頑張っていたので、「ゴリ押し」は控えた。後見ではなく補助の申立てにしたのは、あくまで本人の意思表示の有効性を前提にしたい(意思表示の法定代理権限を包括的に認めてしまう後見類型は避けたい)、もしかすると回復する可能性だった、という私たちの思いからだ。申立

て後、少し時間がかかったが、Sネットは「法人補助人」となった。

Wさんは、法人補助人たるSネットの代理行為により、Sネットに加盟していない(利益相反しない)入所施設(寒川ホーム)と契約し、入所した。「施設解体」を強調するSネットとしては、「医療的ケアを常時準備しておく必要のある、障害のある独居生活者を、在宅福祉サービス等の地域生活支援だけで支えることができない。」という現実に応じた形の入所契約であった。

(次回に続く)

今年も「アウトリーチ型よいこい相談・支援事業」を行います!



昨年度より、かながわボランティア活動推進基金21補助金事業として実施している当事業も2年目を迎えています。県内の高齢者・障がい者の制度外サービスを提供するモデル事業として、昨年度は95件の実績を報告しました。今年度も引き続き実施していきます。

オンブズマン宣言

1. 私たちは、「権利」を「その人らしく生きるために欠かせないもの」ととらえ、これを守り、かつ実現するために活動します。
2. 私たちは、「権利」を奪うこと、特に、体罰、虐待、拘束などを絶対に許しません。
3. 私たちは、その人自身が決めたこと、考えたこと、訴えたことを尊重し、秘密を守り、最善の利益のために活動します。
4. 私たちは、障害者・高齢者・児童一人ひとりが市民として地域社会でもともに暮らせるよう、社会の変革に努めます。
5. 私たちは、利用者の人たち、まわりにいる人たち、地域のあらゆる人たちと協力し、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

◇賛助会員会費 ・個人 年額 一〇 1,000円 (一〇以上)
・法人 年額 一〇 5,000円 (一〇以上)

◇ご入会の方法: 郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください
郵便振替口座番号: 00210-9-75496
口座名義人: NPO法人 Sネットオンブズマン

